

## 第16回人権救済条例見直し検討委員会議事録

### 1 日時等

- (1) 開催日時 平成19年8月27日(月)午前10時~正午
- (2) 開催場所 県立図書館大研修室(鳥取市尚徳町)
- (3) 出席者名 永山会長、朝倉委員、大田原委員、國歳委員、田村委員、長井委員、中村委員、安田委員  
瀧山総務部長、柴田総務部次長、磯田人権局長、安田人権推進課長

### (4) 議 事

- ア 人権救済条例の法的整理について
- イ 次回の開催等について

### (5) その 他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約10人

### 2 議 事

#### (1) 人権救済条例の法的整理について

(会長) 今回も、引き続き法的整理を行う。まず検討資料6は当事者が望む救済と自治体が行うべき救済についてである。当事者が望む救済については聞き取りした事項を整理確認し、それを踏まえ自治体はどうすべきということを議論したい。

#### [当事者の望む救済]

当事者の望む「侵害の認定」について、聞き取り調査では、被害者は自分が受けた被害を公に認定されることまで求めているわけではなかったと思う。専門家に相談し自分が被害者であることを理解され、安心感を得たいという声であった。公による認定というよりも法的な当てはめがされることを望むといったことである。

自分の受けた被害が公に認められていくことを望むということであって、その後どうしてほしいということまで望む意見ではなかった。

不法、不当といったことが何らかの形で認められるということであろうか。

被害者は加害の相手方に対して自分を侵害したことを認めてほしいのであって、公に対して認めてほしいわけではないのではないか。

相手方だけに認めてほしいというばかりではなく、自分が受けた苦しみを誰かにわかってほしい、受けた被害は一般的にみておかしいということを理解してほしいということだったと思う。

加害者への関与は望まないが理解してほしいのであれば、精神的なケアの「相談への共感」である。公の認定であれば、場合によっては公表されることにもなり、加害者への関与と重なってくる。そのどちらでもないが公の認定を望むということがあるのか確認しておいた方がよい。

あなたが遭遇した事例ではあなたは被害者の立場になるということを説明し、法律的にも認められるものといった方向付けをしてほしいということではないか。

公の認定というと、では認定の効果は何かという問題に波及する。被害者はそこまで求めているのではなく、被害者が主張している内容に共感を得たい、何らかの示唆を得たいといったことであろうか。

お上意識もあるが困ったとき公的機関が理解してくれることにより安心するということはある。それと

法的なこととの兼ね合いをどうするかが問題である。その場合相手方に法的に厳しい措置は不要だと思う。侵害を受けた者が支援を受けた後、最後は自力で解決していけるようになることが重要であって、そのための関与の仕組みをどうするかということである。

被害者の望む制度や施策の中に、人権救済制度の存在自体が安心を生むというものがあるが、このような意図の意見があったであろうか。

安心を生むというよりも一般予防としての効果を期待しているということであった。被害者の望む制度、施策への関与とはどういうものであったか。

当事者、支援団体の中には制度の創設や運用への参加を求める意見があったと記憶している。

#### 〔自治体が行うべき救済〕

被害者への相談での支援について、窓口職員に必要な行為が共感や示唆であれば、共感については傾聴トレーニングでよいかもしれないが、一定の示唆をするとなれば、事案解決の法的構成ができるだけの人権に係る法的トレーニングを積む必要がある。基礎的なノウハウを超える能力が必要となる。

人権侵害の認定と相談での示唆は事実の確認を行うという点で重複する。どちらも質問により事実を確認していくことになるが、認定とケアが相反し、事実は確認できても結果的に被害者を傷つけたり、挫折感を与えることがある。対応者には法的な判断能力とカウンセリングやケアといった能力が必要であるが双方を兼ねることは難しい気がする。

現在多重債務に関する行政相談窓口が作られようとしているが、そこでは窓口職員は一般的な研修により基本的な法的対応を理解した上で業務を行っていき、弁護士が必要な場合は弁護士に任ずという方向を出している。一般的に職員は基本的な内容の理解やノウハウを身につけて対応し、対応の困難な場合は弁護士など専門家に任ずとすれば対応できる。事実確認の過程で相談者を傷つけてしまうという問題については、ある程度の技術を習得すれば高度な心理学的な能力がなくても対応は可能ではないかと思う。

相談員にはノウハウが必要で、その能力は何かをよく検討したうえで、その養成のシステムを作ることが必要ということになるだろうか。

準司法的な問題として処理するためには第三者が証明できる事案でなければ無理で、第三者が証明できない場合には被害の事実は本人の心の中にしかなくその解決は困難であるので、相談を受ける者がケアをして本人が自立していくほかはない。そのようなケアを行うための能力は既存の救済機関の相談員は持っている。市町村、NPOを含め現行の相談機関や法テラスなどを総合的に考えていかなければいけない。

そのようなケアを行おうとすれば、新たな救済機関の相談員はどのくらい必要なものか。

まず既存の相談機関を整理して、寄せられる相談を振り分けるしくみをつくる必要がある。

結論的には、救済機関は勿論、総合的な相談窓口においても傾聴や問題整理をし支援するために必要な能力を持った職員の配置と養成が必要であるといったことになるだろうか。

例えばいのちの電話の相談員などは傾聴と専門トレーニングの双方がシステム的に行われている。これと同じようなプログラムを考えることは可能であろう。職員数は県内東中西でそれぞれ5人くらい、消費生活センターの倍あるいは3倍くらいの人数で対応が可能と思う。

窓口のありかたについて、ケアや共感をする場合の窓口と相手方に関与する場合の窓口とが分かれるわけではない。窓口職員には事案によりどういう救済がふさわしいか判断し振り分ける能力も必要である。よって相談による対応は一つの救済方法に限らず総合的に考える必要がある。

この検討委員会の検討は公権力を用いる個別救済の議論が中心だが、実は聞き取りでは公権力による救済の要望よりも窓口による救済を望む声の方が多かったように感じる。窓口の在り方の設計は大変重要

である。

当事者の聞き取りの結果では、加害者への警告、勧告を求めている人は少なく、和解や調停により関係修復を望む人が多いと感じるが、実は関係修復を図ることは大変難しい。相談員に加え法的な専門家、あるいは専門的で多様な心理療法といった手法が必要となる。

被害者が加害者への関与を望む場合、和解、制裁等が挙げられているが、どの方法を中心にするのか。どれにするかにより救済の方法はずいぶん違ってくる。例えば家庭裁判所での家事調停では、原因を作ったと思われる相手方に対しても傷つけないように調整しながら自分の行為に気づいてもらい、その結果謝罪が得られ関係修復ができればよいといった調整方法を取っている。その結果調整できなければ訴訟となる。この資料の案では、調停であっても強制的に関係修復を図ろうとしているといった印象を受ける。何を中心にどういう方法をとろうとするのかのイメージがしづらい。

相手方に関与する場合中心に何を据えるかについては、それを司法に任してしまうという方法もある。第三者が確認できない場合には救済委員会では解決は不可能であるという意見があった。ではその解決はいっそ司法に任してはどうか。もちろん委員会は丸投げではなくて法的構成はこのようなものがあると相談者に示唆をする。委員会はそういった示唆に加え相談者の気持ちをほぐすといった共感やケア、あるいは専門機関への紹介等を行うことを中心とする。そういった割り切りも方法としてあるのではないか。

加害者への関与が処罰型の関与か、関係調整を中心とする関与かによってだいぶ違ってくるという趣旨の案文であるがこれについての委員の意見はどうか。

条例に処罰性を持たせる必要はない。それは司法に委ねるべきで、条例には相手方の理解促進や関係回復、加害者の人間性の回復以上の役割を期待するべきではない。

調停型での救済を行うためには専門性が必要となり実施は困難。その困難さを解決するためには、人権救済調査室といった組織を作り、そこに配置する専門員が関係職員の専門性や識見をバックアップする仕組みを作ってはどうか。

(会長)自治体による加害者への関与は、準司法的な救済に限るわけではない。謝罪の「請求」という準司法的なものと「謝ってほしい」という要望とでは、同じ謝罪の要求であっても別のもののように感じる。加害者へ関与する場合は準司法的な救済に限ると読めるような記述は修正した方がよさそう。

これまでの制度設計は裁定モデルが基本であってその他の方法として調停モデルもあるとして検討してきたが、被害者の気持ちの軽重を踏まえると、調停モデルが基本であって例外的な場合に裁定モデルがあるというふうに組み替えないとこの議論は反映されない。

(会長)被害者の支援と加害者への関与は別のもではなく、支援の延長に加害者との関与があるというふうに記載し直す必要がある。

〔地方自治体が個別救済を図る場合に踏まえるべき事項〕

(会長)次に資料7の地方自治体が個別救済を図る場合に踏まえるべき事項に進みたい。まず全体に係る留意事項について議論したい。

救済の対象を差別案件に限定するのであれば、人権侵害という言葉ではなく、差別の禁止であると条例に明記した形にするべきである。

既存制度と条例との役割分担について、既存制度は機能していないという声が多く、既存制度に全てを任すというだけでは不十分ではないか。既存制度に救済措置がある場合でも、相談は受け、救済委員会で既存制度に提言を行うことは行ってよい。

当事者等の聞き取りでも既存制度への不満が聞かれたし、自分も児童虐待の取り組みの中でそのような感想を持っている。救済委員会の機能として既存制度への提言を位置づけることは、国際的な救済機関

の原則にもかなっており必要だと感じる。

既存の制度による救済機関があるものはそちらに任ずというのは主に裁定型による救済の場合のことであって、相手方に関与しない相談については積極的に関わってよい。

人権侵害に当たる事案と理由について委員会で見解をまとめて発表することはできないだろうか。こういう問題はこういうふうに考えることが妥当といったものを示し、県民の参考にしてもらってはどうか。準司法的な条例の検討を行ってきたが、別の制度設計が必要との考え方が出てきている。

内心の自由、表現の自由等の尊重についての著名な憲法学者の意見では、内心の自由は絶対に保障され、内心にとどまる限り例えば差別や犯罪を是とする考えであっても保障される。また人種差別を犯罪とすることは表現の自由には抵触せず、マスコミは人権侵害をしないよう自らチェック機能を果たすべきというものがあつた。

救済機関には公平性が必要で、独立性や専門性は公平な判断をするために確保すべきものである。救済機関の完全な独立は実現できない。いかに公平性を確保するかが重要である。独立性に限界がある問題に対しては、委員会の権限を絞ることによって対応する方法もある。

(会長) 救済機関には行政からの独立性、公平性、専門性の確保が重要ということではどうか。

#### 〔条例改正の方針(案)〕

(会長) 検討資料8では条例改正の方針案として、これまでの論点を踏まえて3案を提案している。1つは人権救済という形であれば公権力による侵害に限定するもの。次に私人の侵害行為も対象とするのであれば差別禁止へ特化するもの。最後にいずれにしても相談機能、紹介機能、施策提言機能は充実が必要というもの。この3つはあくまで案であるので、他の案や反対の意見などもありうる。

案3の相談機能、提言機能等の充実について、その検討を人権尊重の社会づくり協議会が行おうとする場合に、この協議会は当事者性が強いので提言等に当たり公平性、専門性をいかに確保するかといった問題があると思う。

この条例改正の方針案については、委員会で最終案を決めるべきものなのか、それとも選択肢を提示するまでにとどめるべきものなのか。

1案に決めてこうするべきだというのではなく、数案の提案をすればいい。その数案について理由や問題点をきちんとまとめた上で提示することが重要である。

(会長) この委員会が求められたのは、条例を作る根拠となる事実の確認と法的な整理について意見をまとめることである。つまり現条例の問題点の検討であるが、「条例改正の方針(案)」は、問題点の検討の結果として方針案を提案するもの。よって方針案を1つに限るものではない。ただし、現在の方針案の内容では不十分なので次回委員会でよく検討し充実する必要がある。

現条例についての評価が記載されていないが、その点についてはどうするのか。

(会長) 現条例についての評価は、一つの準司法的な条例ですべての人権侵害に対応することはできないという整理をしたことにより既に行っている。

#### (2) 次回の開催等について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 平成19年9月28日(金)午後1時45分～3時45分県庁第22会議室

イ 検討内容 人権救済条例の法的整理について